

報告の留意事項

1 情報の時点 令和8年1月1日時点

2 報告期間 令和8年1月5日(月)～2月27日(金)

3 かかりつけ医機能報告制度の目的

- かかりつけ医機能報告は、医療機能情報提供制度の刷新と相まって、地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指します。
- その上で、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能の確保を目指します。

4 対象医療機関

	病院・診療所	歯科診療所・助産所
かかりつけ医機能報告	○ (特定機能病院を除く)	—
医療機能情報提供制度定期報告	○	○

5 報告方法

- ・両制度共に、原則として「G-MIS」(<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>)にログインし(※1)、オンラインで報告してください。
- ・紙の報告票による報告をする場合は、「※2 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合」を御確認ください。
- ・報告された情報は、原則そのまま公表しますので、正確に入力してください。

※1 ログイン方法

- ・ログイン方法は、別紙2の「定期報告簡易マニュアル」を御参照ください。
- ・「ユーザー名」や「パスワード」が不明な場合は、G-MIS 事務局(050-3355-8230)にお問い合わせください。

※2 やむを得ず紙の報告票による報告をする場合

(1)対象

- ・電子メールアドレスがない、インターネット環境がない等の理由により、G-MISの「ID」や「パスワード」の発行ができない医療機関が紙による報告の対象となります。

(2)報告方法

- ・あらかじめ、所管の保健所(別紙3 お問合せ先一覧を参照)に申し出てください。
- ・受け取った報告票の記載事項のうち、変更又は新規入力が必要な箇所を朱書きで追加、訂正し、かかりつけ医機能報告については県医療政策課に、医療機能情報提供制度については保健所に郵送してください。

6 その他注意事項

- (1) かかりつけ医機能報告は、医療法第30条の18の4により「報告」が義務付けられているため、期間内に報告してください。また、かかりつけ医機能（1号機能）を有する要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。
- (2) 医療機能情報の「報告」及び「閲覧に供すること」は、同法第6条の3により医療機関に義務付けられているため、期間内に必ず報告するとともに、必要事項を記載した書面を医療機関内に掲載し、患者等が閲覧できるようにしてください。
- (3) かかりつけ医機能報告及び医療機能情報提供制度に基づく定期報告は、医療法に基づく許可申請や届出とは異なりますので、許可申請や届出が必要な場合は、別途、保健所へお問い合わせください。
- (4) 「医療情報ネット」の基本情報に変更があったときは、年1回の定期報告に関わらず、変更の都度、速やかに報告してください。